

特別養護老人ホームとくぢ苑(従来型・多床室) 料金表

令和4年10月1日より適用

介護 度	負担 限度額	負担 割合	基本利用料 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	1日あたり 利用料	1か月あたり 利用料 (31日)
要介護 1	第1段階	1割	721	0	300	1,021	31,651
	第2段階			370	390	1,481	45,911
	第3段階①			370	650	1,741	53,971
	第3段階②			370	1,360	2,451	75,981
	第4段階			855	1,445	3,021	93,651
		2割	1,442	855	1,445	3,742	116,002
	3割	2,163	855	1,445	4,463	138,353	
要介護 2	第1段階	1割	796	0	300	1,096	33,976
	第2段階			370	390	1,556	48,236
	第3段階①			370	650	1,816	56,296
	第3段階②			370	1,360	2,526	78,306
	第4段階			855	1,445	3,096	95,976
		2割	1,592	855	1,445	3,892	120,652
	3割	2,388	855	1,445	4,688	145,328	
要介護 3	第1段階	1割	873	0	300	1,173	36,363
	第2段階			370	390	1,633	50,623
	第3段階①			370	650	1,893	58,683
	第3段階②			370	1,360	2,603	80,693
	第4段階			855	1,445	3,173	98,363
		2割	1,746	855	1,445	4,046	125,426
	3割	2,619	855	1,445	4,919	152,489	
要介護 4	第1段階	1割	949	0	300	1,249	38,719
	第2段階			370	390	1,709	52,979
	第3段階①			370	650	1,969	61,039
	第3段階②			370	1,360	2,679	83,049
	第4段階			855	1,445	3,249	100,719
		2割	1,898	855	1,445	4,198	130,138
	3割	2,847	855	1,445	5,147	159,557	
要介護 5	第1段階	1割	1,023	0	300	1,323	41,013
	第2段階			370	390	1,783	55,273
	第3段階①			370	650	2,043	63,333
	第3段階②			370	1,360	2,753	85,343
	第4段階			855	1,445	3,323	103,013
		2割	2,046	855	1,445	4,346	134,726
	3割	3,069	855	1,445	5,369	166,439	

特別養護老人ホームとくぢ苑(従来型・個室) 料金表

令和4年10月1日より適用

介護度	負担限度額	負担割合	基本利用料 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	1日あたり 利用料	1か月あたり 利用料 (31日)
要介護1	第1段階	1割	721	320	300	1,341	41,571
	第2段階			420	390	1,531	47,461
	第3段階①			820	650	2,191	67,921
	第3段階②			820	1,360	2,901	89,931
	第4段階			1,171	1,445	3,337	103,447
				2割	1,442	1,171	1,445
要介護2	第1段階	1割	796	320	300	1,416	43,896
	第3段階①			820	650	2,266	70,246
	第3段階②			820	1,360	2,976	92,256
	第4段階			1,171	1,445	3,412	105,772
				2割	1,592	1,171	1,445
要介護3	第1段階	1割	873	320	300	1,493	46,283
	第3段階①			820	650	2,343	72,633
	第3段階②			820	1,360	3,053	94,643
	第4段階			1,171	1,445	3,489	108,159
				2割	1,746	1,171	1,445
要介護4	第1段階	1割	949	320	300	1,569	48,639
	第3段階①			820	650	2,419	74,989
	第3段階②			820	1,360	3,129	96,999
	第4段階			1,171	1,445	3,565	110,515
				2割	1,898	1,171	1,445
要介護5	第1段階	1割	1,023	320	300	1,643	50,933
	第3段階①			820	650	2,493	77,283
	第3段階②			820	1,360	3,203	99,293
	第4段階			1,171	1,445	3,639	112,809
				2割	2,046	1,171	1,445
		3割	3,069	1,171	1,445	5,685	176,235

加算項目一覧表

特別養護老人ホームとくち苑(従来型)
令和4年10月1日より適用

	加算名	金額			加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置等	◎ 看護体制加算Ⅰ口	4	8	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	◎ 夜勤職員配置加算Ⅰ口	13	26	39	従来型・ユニット型両施設で、夜勤職員の合計数が最低基準を1名以上上回っている場合
	◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	36	54	事業所の介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
	◎ 個別機能訓練加算	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置した上で、個別機能訓練計画を立てて機能訓練を実施し、3か月ごとに評価を行った場合
	認知症専門ケア加算	3	6	9	主治医意見書の日常生活自立度がⅢ以上の入所者の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を受けた職員が既定の人数配置されていることに加え、認知症ケアに関する技術指導や留意事項の伝達が定期的に開催されている場合、日常生活自立度がⅢ以上の入所者に加算
看取り	看取り介護加算Ⅰ1	72	144	216	死亡日以前45～31日
	看取り介護加算Ⅰ2	144	288	432	死亡日以前4～30日
	看取り介護加算Ⅰ3	680	1,360	2,040	死亡日の前日・前々日
	看取り介護加算Ⅰ4	1,280	2,560	3,840	死亡日
その他	初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
	外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合または居宅などへ外泊した場合(月6日を限度)
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
処遇改善	◎ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	6.0%	6.0%	6.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算】×0.06で算出
	◎ 介護職員等特定処遇改善加算	2.7%	2.7%	2.7%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算】×0.027で算出
	◎ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1.6%	1.6%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金ベースアップ等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算と特定処遇改善加算以外の加算】×0.016で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。
 ※2…加算については、1日または1回あたりの単位(円)となります。